

## 積算線量

空間積算線量のことで、通常3か月間の空間放射線の積算量を、mGyで表す。

## <sup>137</sup>Cs（セシウム-137）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約30年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

## 絶滅のおそれのある種

絶滅のおそれのある野生生物種のこと。絶滅の危機にある動植物のリストであるレッドリストでは、絶滅の危機の度合いによって、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧と分類している。生息環境の破壊や乱獲などが絶滅の原因であり、現在においては、地球が始まって以来のスピードで生物の絶滅が進んでいるといわれている。

→希少野生動植物

## 線量率

空間放射線量率のことで、単位時間当たりの空間放射線量をいう。通常1時間あたりの放射線量のnGy/hで表す。

## [そ]

### 騒音規制法

工場や建設作業に起因する騒音の規制や、自動車騒音の許容限度等について定めた法律で、昭和43年から施行されている。

## [た]

### ダイオキシン類（133ページ参照）

### ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に制定されたダイオキシン類対策に係る法律（平成12年1月施行）。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規則、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

### 大気汚染防止法

工場などから発生するばい煙・粉じんの規制、自動車排出ガスの許容限度などを定めた法律で、昭和43年から施行されている。

## [ち]

### 地球温暖化

地球温暖化は、化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への影響等が懸念されている。18世紀の産業革命以降、地球の大気中の二酸化炭素濃度は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えている。

### 窒素

地表大気中では約8割を占める無色無臭の気体。窒素自体は無害だが、たん白質などの有機物にも多く含まれ、植物プランクトンの栄養源となるため、湖沼や海域の汚染（富栄養化）の原因となる。水質汚濁の環境基準に定められている「全窒素」は窒素化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

### 中間処理施設

廃棄物の最終処分（埋め立て）やリサイクルの前に減量化、減容化、無害化（安定化）等を目的として焼却、破碎、圧縮などの処理を行う施設のこと。

### 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によって、鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認められる区域について、期間を定めて設定される。さらに、特に必要のある場合には、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区が指定される。

鳥獣保護区内では、鳥獣の捕獲等が原則として禁止されるほか、特別保護地区内では、一定規模以上の工作物の設置、木竹の伐採などを行う場合には許可が必要となる。

## [て]

### 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排ガス中の窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素などの大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。国の低公害車アクションプラン（平成13年7月）によると、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車のことをいう。

## 低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のことで、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

## テトラクロロエチレン

ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤に使われてきた物質で、今日では代替フロン原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で水質汚濁、土壌汚染、大気汚染に係る規制の対象とされている。

## [と]

### 特定事業者

省エネ法に基づき事業者全体の1年度間のエネルギー使用量が原油換算で1,500k l以上であって、エネルギー使用の合理化を特に必要とする者として国から指定を受けた者。特定事業者に指定された場合、エネルギー管理統括者等の選任やエネルギー管理の実施、中長期計画書・定期報告書の提出が義務づけられる。また、県地球温暖化対策推進条例においても、温室効果ガス排出抑制計画書及び実施状況報告書の提出を義務づけている。

### 都市公園 (67ページ参照)

## 土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握や土壌汚染による人の健康被害の防止等土壌汚染対策を内容とする法律で、平成15年2月から施行されている。

## 特別栽培農産物

地域で慣行的に行われている栽培方法に比べて、節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分の使用量が50%以下で栽培された農産物のことで、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に生産の原則等が定められている。

## トリクロロエチレン

金属部品の脱脂洗浄剤として使われてきた物質で、今日では代替フロンの原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で、水質汚濁や土壌汚染、大気汚染に係る規制の対象となっている。

## <sup>3</sup>H (トリチウム) (三重水素)

宇宙線や原子炉内の核分裂などによって生成する

半減期約12年、ベータ線を出す放射性物質。宇宙線によっても生成されるので自然界にも存在する。

## [な]

### 内分泌かく乱物質 (137ページ参照)

## 75%値

環境基準の達成状況は、BOD又はCODの測定データの75%以上が基準値を満足することをもって環境基準に適合していると判断することとされており、年12回の測定値ならば低い方から9番目の値が75%値になる。

## [に]

### 二酸化硫黄 (72ページ参照)

### 二酸化窒素 (75ページ参照)

## [ね]

### 年線量限度

国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を基に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められた原子力発電所起因の放射線による一般公衆に対する年間の放射線量の限度を示す。実効線量については1ミリシーベルト(mSv)と定められている。

## [は]

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

### 排水基準

工場等から排水する物質についての限度を定めた基準。この数値は、人体、あるいは農作物などへの影響を考慮して定められている。

### パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、翌年11月に発効した、地球温暖化対策を定めた国際枠組み。

世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられている。